

2012年5月23日

関係各位

野村ホールディングス株式会社

コード番号8604

東証・大証・名証第一部

野村ホールディングス、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)の売出しを発表

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:渡部賢一)は、同社のグループ会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイによる、同社保証の円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)の国内売出しの条件を以下のとおり決定したと発表した。

＜野村ホールディングス株式会社保証

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 2013年5月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(1年債)の概要＞

1. 売 出 価 格 の 総 額 316億円
2. 売 出 価 格 額面金額に対して100.00%
3. 申 込 単 位 額面金額100万円
4. 申 込 期 間 2012年5月24日から5月31日まで
5. 国 内 受 渡 期 日 2012年6月1日
6. 利 払 日 2012年11月30日および2013年5月30日
7. 利 率 年率3.50%
8. 償 還 期 限 2013年5月30日
9. 償 還 金 額 満期償還額:
判定日において判定為替レートが
 - (i) 償還通貨判定水準以上であると計算代理人が判断した場合:額面金額100万円につき、100万円
 - (ii) 償還通貨判定水準未満であると計算代理人が判断した場合:額面金額100万円につき、100万円を外貨換算為替で除した額(豪ドルで支払われる)
※ 償還通貨判定水準＝基準為替－10.56円
※ 外貨換算為替＝基準為替
10. 担 保 ・ 保 証 の 有 無 本社債の元利金その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。
11. 取 得 格 付 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む)はない。

この文書は、野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社保証の社債の売出しであり、本社債については、米国における募集または販売は行われません。

＜野村ホールディングス株式会社保証

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 2015年5月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債

(円貨償還条件付(レンジ判定))(3年債)の概要＞

1. 売 出 価 格 の 総 額 41億3,000万円
2. 売 出 価 格 額面金額に対して100.00%
3. 申 込 単 位 額面金額100万円
4. 申 込 期 間 2012年5月24日から5月31日まで
5. 国 内 受 渡 期 日 2012年6月1日
6. 利 払 日 毎年2月28日、5月28日、8月28日および11月28日
7. 利 率 年率2.00%
8. 償 還 期 限 2015年5月28日
9. 償 還 金 額 満期償還額:

判定日において判定為替レートが、

- (i) 円貨償還判定下限水準以上で、かつ、円貨償還判定上限水準未満であると計算代理人が判断した場合: 額面金額100万円につき、100万円
- (ii) 円貨償還判定下限水準未満、または円貨償還判定上限水準以上であると計算代理人が判断した場合: 額面金額100万円につき、100万円を外貨換算為替で除した額(豪ドルで支払われる)

※ 円貨償還判定下限水準＝基準為替－14.65円

※ 円貨償還判定上限水準＝基準為替

※ 外貨換算為替＝基準為替

10. 担 保 ・ 保 証 の 有 無 本社債の元利金その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。
11. 取 得 格 付 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む)はない。

以上

この文書は野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社保証の社債の売出しであり、本社債については、米国における募集または販売は行われません。